

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年12月8日付けで行った公文書部分開示決定のうち、別表に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえ、開示すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年11月16日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇警察署〇〇交番の交番日誌及びパトカー日誌 令和〇年〇月〇日当務分」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次のとおり特定した。

ア 「勤務日誌（交番・駐在所・署所在地用）（〇〇警察署〇〇交番 令和〇年〇月〇日当務分）」（以下「本件対象文書1」という。）

イ 「勤務日誌（無線車用）（〇〇警察署1号車 令和〇年〇月〇日当務分）」（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 「勤務日誌（無線車用）（〇〇警察署2号車 令和〇年〇月〇日当務分）」（以下「本件対象文書3」という。）

エ 「勤務日誌（無線車用）（〇〇警察署3号車 令和〇年〇月〇日当務分）」（以下「本件対象文書4」という。）

オ 「勤務日誌（無線車用）（〇〇警察署4号車 令和〇年〇月〇日当務分）」（以下「本件対象文書5」という。）

(3) 実施機関は、令和3年12月8日付けで、本件対象文書1ないし本件対象文書5

のうち、「警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く）」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、本件対象文書1ないし本件対象文書5のうち、「勤務指定」欄を条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4のうち、「取扱事項」の「内容」欄に記載された事件等の具体的内容に係る部分」を条例第10条第1号、第3号及び第5号柱書きに該当するとして、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の「内容」及び「処理結果」欄に記載された事件等の具体的内容に係る部分」を条例第10条第1号、第3号及び第5号柱書きに該当するとして、本件対象文書2ないし本件対象文書5のうち、「無線通話略号」を条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして、本件対象文書1ないし本件対象文書5のうち、「引継ぎ事項」のうち、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある部分」を条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、令和3年12月23日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分を取り消し、保有文書の開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年6月10日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和4年7月12日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の「処理結果」欄を開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

本件対象文書5のうち、「取扱事項」の「処理結果」欄は結果の分類にしか過ぎない。個人の利益を害する条例第10条第1号に該当しない。また、条例第10条第3号及び第5号にも処理結果は結果の分類にしか過ぎないので該当しない。一緒に開示された勤務日誌の「処理結果」欄は全て開示されている。

(3) 反論書の趣旨

争っているのは最大で7文字しか書けない「処理結果」欄である。「処理結果」欄には開示されているものもある。書かれた「処理結果」欄は「解決」「物損処理」「交番等引継ぎ」「届出受理」「注意・指導」などが確認できる。ある程度決まった言葉を入れる項目に過ぎない。具体的内容を書く場所ではない。処分庁が弁明する理由では「処理結果」欄を不開示にする理由にはならず、そのことは開示されている「処理結果」欄の言葉から推測できる。

ア 条例第10条第1号

個人に関する情報（氏名や生年月日等）で個人を識別できる内容が書かれているのか、疑問である。識別できる範囲を拡大解釈している。

イ 条例第10条第3号

最大で7文字の「処理結果」欄の記載内容を開示することが捜査や公共の秩序を乱すのか、疑問である。処分庁の判断は拡大解釈していると言わざるを得ない。

ウ 条例第10条第5号柱書き

「処理結果」欄の記載内容を開示することが事務の適正な遂行の妨げになるのか、疑問である。常識を逸脱した拡大解釈と言わざるを得ない。

不開示にされた「処理結果」欄の黒塗り部分の開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

勤務日誌は、地域警察官が地域活動の状況を明らかにするため、勤務日において取り扱った事件及び事故の状況その他活動状況を記録するものである。

審査請求人は、「取扱事項」の「処理結果」欄に記載される内容は結果の分類にしか

過ぎず、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の「処理結果」欄の不開示とした部分は、条例第10条第1号、第3号及び第5号柱書きの不開示情報には該当しない旨主張している。

しかし、「取扱事項」の「処理結果」欄に記載される内容は、通報を受けて取り扱った事案や警ら活動中に取り扱った事案等について、地域警察官が把握した現場の状況や措置内容等を各事案ごとに個別に判断し記載しているものである。

そのため、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の「処理結果」欄に記載されている情報の不開示とした部分は、条例第10条第1号、第3号及び第5号柱書きに該当し、不開示としたものである。

以上のとおり、処分庁の原処分は適切に行われたものであり、審査請求人の主張は否認する。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

実施機関は、本件対象文書1ないし本件対象文書5を対象文書として特定し、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件対象文書1ないし本件対象文書5のうち、本件対象文書5に記載されている「取扱事項」の「処理結果」欄に係る不開示部分の開示を求めて本件審査請求を行った。本件対象文書5は、〇〇警察署のパトカー勤務員が作成した勤務日誌のうち、令和〇年〇月〇日当務におけるパトカー4号車の勤務日誌である。当該勤務日誌には、勤務した勤務員氏名、幹部からの指示事項及びパトカーの出動状況のほか、「取扱事項」には対応した事件等の内容が記録されている。審査請求人が開示を求めている部分は、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の番号「2」の内容に係る「処理結果」欄の不開示とされた部分（以下「不開示部分1」という。）及び本件対象文書5のうち、「取扱事項」の番号「4」の内容に係る「処理結果」欄の部分（以下「不開示部分2」という。）の2箇所が認められることから、当審査会では、不開示部分1及び不開示部分2の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 不開示部分1の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書5のうち、「取扱事項」の番号「2」の内容に係る「処理結果」欄を確認したところ、「管理票」という情報が開示されている。そして、「管理票」に続く記述が不開示になっており、当該記述が不開示部分1である。不開示部分1を見分したところ、管理票の取扱いに関する内容が記載されていることが認められる。なお、管理票とは、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、県民等から苦情及び警察安全相談等があった場合に作成するものとされている。そして、同規程第2条（6）において、「警察安全相談等」とは、「警察安全相談並びに意見、問合せ、感謝・激励及び情報提供をいう」とされている。

実施機関は不開示部分1について、条例第10条第1号、第3号及び第5号柱書きに該当する不開示情報と主張しているが、不開示部分1は一般的な内容が記載されているに過ぎず、特定の個人を識別することができるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれのあるものとは認められないことから、条例第10条第1号で規定されている個人に関する情報には該当しない。次に、条例第10条第3号及び第5号柱書きの不開示理由として、部分開示決定通知書には「通報を受けて警察官が取り扱った事案に関する具体的な内容であって、通報を受けた特定事案についての詳細な内容が公になると、通報者が通報をためらうなど通報受理に支障が生じ、事件・事故その他の事案の認知が困難となるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、犯罪捜査等に関する警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するため」と記載されている。しかし、不開示部分1は事案の具体的な内容が記載されているものではない。また、開示することにより事案の具体的な内容が判明するものではなく、通報者が通報をためらうなどにより事件・事故その他の事案の認知が困難となるものとはいえず、犯罪捜査等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすものとは認められない。よって、不開示部分1は条例第10条第3号及び第5号柱書きの情報には該当しない。

したがって、不開示部分1を不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

(3) 不開示部分2の不開示情報該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当審査会において、不開示部分2を見分したところ、「取扱事項」の番号「4」の事案に対し、処理状況に関する情報が記載されている。審査請求人は、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4の「処理結果」欄は全て開示されていると主張しているが、不開示部分2は、開示されている情報とは異なり、特定の個人を識別し得るものでないとしても、開示することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められる。よって、不開示部分2は、条例第10条第1号で規定されている「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

したがって、不開示部分2を不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、不開示部分2について、条例第10条第3号及び第5号柱書き該当性についても主張しているが、上記のとおり、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、条例第10条第3号及び第5号柱書きについては判断するまでもない。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| 令和4年 6月10日 | 諮問(諮問第332号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 令和4年 7月12日 | 諮問庁から意見聴取及び審議(第三部会第166回審査会) |
| 令和4年 9月13日 | 審議(第三部会第167回審査会) |
| 令和4年10月11日 | 審議(第三部会第168回審査会) |
| 令和4年11月15日 | 審議(第三部会第169回審査会) |
| 令和4年12月23日 | 答申 |

別表

| 本件対象文書 | 開示すべき部分 |
|--------|------------------------------|
| 5 | 「取扱事項」のうち、番号「2」の内容に係る「処理結果」欄 |